

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	生活介護 ほがらか福祉園	社会福祉法人 亀 田郷声沼会	令和5年2月2日		指摘事項なし。	
2	就労継続支援(B 型)事業所 ほがらか福祉園	社会福祉法人 亀 田郷声沼会	実地			

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
3	生活介護 ほがらか福祉園トウ インクル	社会福祉法人 亀 田郷声沼会	令和5年2月2日	生活 介護	欠席時対応加算について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の7」の「急病等」に該当しないと思われる記録がありました。記録を精査し、該当しないものについては過誤調整を行ってください。	改めて欠席時対応加算の算定条件について確認し、職員に周知。請求業務を行う管理者・サービス管理責任者が記録の欠席理由についてダブルチェックを行い、実地指導日以降の加算算定は改善。また、ご利用者ご家族に加算誤りについてのお詫びと、返金のある方については返金額と返金方法を明記した個別文書にてお知らせした。
4	児童発達支援事 業所 ほがらか福祉園トウ インクル	社会福祉法人 亀 田郷声沼会	実地			
5	放課後等デイサー ビス事業所 ほがらか福祉園トウ インクル	社会福祉法人 亀 田郷声沼会				

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
6	生活介護 Betウインクル	社会福祉法人 亀 田郷声沼会	令和5年2月2日		指摘事項なし。	
7	児童発達支援事 業所 Betウインクル	社会福祉法人 亀 田郷声沼会	実地			
8	放課後等デイサー ビス事業所 Betウインクル	社会福祉法人 亀 田郷声沼会				

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	共同生活援助 グループホーム ぎんが	社会福祉法人 亀 田郷声沼会	令和5年2月2日		指摘事項なし。	
			実地			

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
10	共同生活援助 すまいるはーと白根	株式会社 ヒューマンリソース	令和5年2月8日		指摘事項なし。	
			実地			

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
11	共同生活援助 レッドサン	株式会社 三色興業	令和5年2月8日	グループホーム	指定当初から現在までの利用者合計4名の個別支援計画について、サービス担当者会議が全く開催されておらず、さらに4名のうち2名については利用者等の同意を得ていない等、個別支援計画作成における一連の業務が適切に行われていませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第15の1の注7(2)」及び「同留意事項通知第二の1(10)」に基づき、指定当初から現在までの全利用者の個別支援計画未作成減算を適用しなかった分の訓練等給付費を返還すると共に、実地指導後の個別支援計画作成の改善状況及び訓練等給付費の返還状況を報告してください。なお、3月以降の請求分(サービス提供2月分)については、減算のうえ請求してください。	過誤調整を行う。
			実地	グループホーム	処遇改善加算について、従業者への配分がされていませんでした。これまでに給付を受けた処遇改善加算について、事業廃止までに賞与として配分できない場合は、処遇改善加算に係る給付費を全額返還してください。	過誤調整を行う。

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
12	放課後等デイサービス事業所 ちくたく	Tres xA株式会社	令和5年2月9日 実地	放デイ	利用者受給者証への記載事項について、「新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第78条により準用される第14条第1項」に基づき、「事業者名」も記載してください。	事業者名（Tres xA株式会社）を記載する。
				放デイ	苦情解決の仕組みについて、客観性の確保のため、平成12年6月7日児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」に基づき、福祉関係者、有識者、法人監事等から複数の第三者委員を選任してください。	苦情解決にかかる第三者委員を2名選任した。
				放デイ	個別支援計画について、サービス担当者会議の開催日と保護者の同意日が矛盾するものがありました。「新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第78条により準用される第28条各項」に基づく個別支援計画の適正な作成（各種必要な記録の作成を含む）が行われていない場合は、個別支援計画未作成減算の対象となります。今回のケースについて過誤調整は求めませんが、個別支援計画は必要な手順に従って作成してください。	今後、気を付けて作成する。
				放デイ	欠席時対応加算について、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表3の5」の「急病等」に該当しないと思われる記録がありました。記録を精査し、該当しないものについては過誤調整を行ってください。	過誤調整を行った。

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
13	放課後等デイサー ビス事業所 ちくたく白山	Tres xA株式会社	令和5年2月9日	放デイ	個別支援計画について、指定当初に作成した計画の全てで、サービス担当者会議の開催が確認できませんでした。「新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第78条により準用される第28条各項」に基づく個別支援計画の適正な作成(各種必要な記録の作成を含む)が行われていない場合は、個別支援計画未作成減算の対象となります。「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表第3の1の注4(2)」及び「同留意事項通知第二の1(7)」に基づき、指定後に作成した全ての計画を精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。	計画作成チェック表(サービス提供機関、モニタリング・アセスメント・サービス担当者会議の実施年月日、個別支援計画書作成年月日等の記録・確認のためのチェック表)を新たに作成した。管理者が確認を行い、必要に応じて各担当者へ指示を出すよう改善。 過誤調整については令和5年6月に報酬返納予定。
				実地	欠席時対応加算について、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表3の5」の「急病等」に該当しないと思われる記録がありました。記録を精査し、該当しないものについては過誤調整を行ってください。	欠席時対応加算について誤りがあったため精査し、該当児童の欠席時対応加算の修正を行った。 過誤調整については令和5年6月に報酬返納予定。

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
14	居宅介護・重度訪問介護 EARU/パートナーズ	一般社団法人 EARU/パートナーズ	令和5年3月2日	行動 援護	支援計画シート等が未作成でしたが、支援計画シート等未作成減算を適用せず請求を行っていました。支援計画シート等未作成減算を適用せず請求をしていた分については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(4)⑤に基づき、過誤調整をしてください。	今後は支援シート作成する。該当のケースは過誤調整を行った。
15	同行援護 EARU/パートナーズ	一般社団法人 EARU/パートナーズ	実地			
16	行動援護 EARU/パートナーズ	一般社団法人 EARU/パートナーズ				

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
17	居宅介護・重度訪問介護 ヘルパーステーション笑	株式会社 ケア・クリエイト・アソシエーション	令和5年3月2日 実地	居宅介護 重度訪問介護	個別支援計画の作成について、アセスメントの記録が残っていませんでした。新潟市指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第43条第2項に基づき、指定居宅介護を提供した日から5年間保存してください。	アセスメントシートを作成し、きちんと記録に残す。
				居宅介護 重度訪問介護	個別支援計画の作成について、利用者へ計画を説明し同意を得た証となる署名がなく、計画を利用者に交付していないケースがありました。新潟市指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第27条第2項に基づいた適切な個別支援計画と判断できないため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について第二の2(1)①に基づき、該当利用者については全サービス提供分を過誤調整してください。	必ず個別支援計画の同意を得る。また、不明な点があった場合は市役所に相談・確認する。 また、該当者の過誤調整を行った。
				居宅介護 重度訪問介護	個別支援計画の作成について、変更後の個別支援計画のみ保管されていて、当初同意を得ていた計画が保管されていないケースがありました。新潟市指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第43条第2項に基づき、指定居宅介護を提供した日から5年間保存してください。なお、個別支援計画に基づいて報酬を算定していたことが確認できないため、保管されていた計画の同意日以前の全サービス提供分について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について第二の2(1)①に基づき、該当利用者については過誤調整してください。	書類の管理を徹底する。 また、該当者の過誤調整を行った。

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
18	放課後等デイサー ビス事業所 ミラプロフィット	株式会社 ヒューマ ンリソース	令和5年2月16日		指摘事項なし。	
			実地			

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
19	居宅介護・重度訪問介護 ケアサポート SKY	株式会社 エイト	令和5年2月17日	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	事故発生について、市に報告が必要な事故について報告がありませんでしたので、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第41条に基づき、報告してください。また報告が必要な事故は、本人や保護者・家族の希望に関わらず、一定の要件で報告の義務が生じますので、通知を再度確認してください。	事故報告書を作成して、市に提出済み。
20	同行援護 ケアサポート SKY	株式会社 エイト	実地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	アセスメントの記録が保管されていませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第43条に基づき、記録はサービスを提供した日から5年間保管してください。	面談時にアセスメントシートを持参して記入して保管している。
				居宅介護 重度訪問介護 同行援護	個別支援計画に所要時間や、日程の記載がない利用者がありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第27条および第43条に基づいて適切に個別支援計画を作成し、5年間保管してください。なお、所要時間が記載されていないものについては、個別支援計画に基づいて報酬を算定していたと判断できないため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)①に基づき、該当利用者のサービス提供分はすべて過誤調整してください。	個別支援計画は作成されていたが、適切に保管されておらず、実地指導時に示すことが出来なかった。過誤には該当せず。改めて見直しを行い、適切にファイリングし直し現在は改善されている。
				居宅介護 重度訪問介護	特定事業所加算において、居宅介護従業者の技術指導等を目的とした会議の会議録が令和3年8月から令和3年11月までしか作成されておらず、会議を開催していたことが確認できない期間がありました。会議録を作成せず特定事業所加算を算定していた期間については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第1の1の注12」及び「同留意事項通知第二の2(1)⑬」に基づき、過誤調整してください。	過去のデータも直ちに印刷してファイリングした。現在は事業所内研修・会議を行い、議事録に関しては作成・ファイリングしている。令和3年12月～令和5年1月分の給付費に関しては、令和5年4月10日に過誤申立書提出済み。

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
21	居宅介護・重度訪問介護 ヘルパーセンター リ・バース	株式会社 Wel-File	令和5年2月17日 実地		指摘事項なし。	

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
22	居宅介護・重度訪問介護 特定非営利活動法人いいすまいる	特定非営利活動法人 いいすまいる	令和5年2月21日	居宅 介護 重度 訪問 介護	変更後の個別支援計画のみ保管されていて、同意のあったサービス提供当初の計画が保管されていない利用者がいました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第43条に基づき、個別支援計画は、5年間保管をしてください。なお、個別支援計画に基づいて報酬を算定していたと判断できないため、保管されていた計画の同意日以前のサービス提供分については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)①に基づき、過誤調整をしてください。	指摘された利用者のファイルに戻した。 指摘された利用者以外の全員分のファイルを再度確認し、漏れなど不備がないことをダブルチェックして確認した。 また、該当者の過誤調整を行った。
23	同行援護 特定非営利活動法人いいすまいる	特定非営利活動法人 いいすまいる	実地	居宅 介護 重度 訪問 介護	個別支援計画に所要時間の記載がない利用者がいました。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第26条に基づき、適切に個別支援計画を作成してください。なお、個別支援計画に基づいて報酬を算定していたと判断できないため、所要時間の記載がない計画で請求していたサービス提供分については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(1)①に基づき、過誤調整をしてください。	個別支援計画の見直しをして、指摘を受けた項目を追記した。指摘を受けた個別支援計画の利用者にも説明した。指摘された利用者以外の全員分のファイルを再度確認し、漏れなど不備がないことを確認した。 また、該当者の過誤調整を行った。

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
24	居宅介護・重度訪問介護 ケアサポート YELL	株式会社 エール	令和5年2月21日 実地		指摘事項なし。	

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
25	就労継続支援(A 型)事業所 アウズ	合同会社 イーゲ ル	令和5年2月22日	就労A	個別支援計画の作成に係る会議の記録がありませんでした。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第185条により準用される第60条第5項」に基づく個別支援計画の適正な作成(会議録を保管することを含む)が行われていない場合は、個別支援計画未作成減算の対象となります。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額に関する基準」別表第13の1の注4(2)及び「同留意事項通知」第二の1(10)に基づき、令和4年度集団指導後となる令和4年9月1日以降の個別支援計画について、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。	改めて精査した結果、個別支援計画作成に係る会議内容は「アセスメントシート」に記載していたことが判明。そのため、過誤調整は行っていない。 個別支援計画に係る会議は現状通り必ず実施し、さらに、会議開催日時、発言者を明確に出来る会議録を別途作成し、それを記録として保管する。
			実地			

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
26	就労継続支援(B型)事業所 自遊館	特定非営利活動法人 自遊舎	令和5年2月27日	就労B	利用者の受給者証について、「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第190条により準用される第11条に基づき、契約支給量及び受給者証記載事項を記載してください。	利用者に受給者証の事業所記載欄の有無を確認をして、紛失した方の受給者証には、各区役所に再発行をお願いして必要事項を記入した。以後、新規の利用者には、受給者証を持ってきて頂いた時に記載をするようにしている。
			実地	就労B	個別支援計画について、アセスメント・サービス担当者会議・モニタリング等各種必要な記録が確認できないものがありました。「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第190条により準用される第60条各項」に基づく個別支援計画の適正な作成(各種必要な記録の作成を含む)が行われていない場合は、個別支援計画未作成減算の対象となります。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第14の1の注7(2)」及び「同留意事項通知第二の1(10)」に基づき、令和4年度集団指導後の令和4年9月1日以降の個別支援計画について、精査の上、要件を満たさない場合は過誤調整を行ってください。	不備があった利用者の計画は、アセスメント、モニタリング、担当者会議を行い、利用されている方の同意を得て、5月末までに作成。今後はサービス提供開始月前までに計画を作成。要件を満たしていなかった該当者は過誤調整を行う。
				就労B	施設外就労の提供について、事前に個別支援計画及び運営規程に位置付けられていませんでした。また、施設外就労先に目標工賃達成指導員のみが随行している日がありました。「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)2(2)①」に基づき、施設外就労を提供し報酬を請求する際は、事前に施設外就労について個別支援計画及び運営規程に位置付け、施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数(常勤換算法による。)の職員(直接処遇職員)を配置してください。	個別支援計画は、指摘を受けた後の作成から施設外就労の提供について記載するようにした。運営規程への施設外就労の位置付けは、何度か、手直しする中で修正をした。目標工賃達成指導員のみが、施設外就労先に随行していた件については、実地指導で指摘をされた翌日以降の施設外就労から、生活及び職業指導員が随行をするように改めた。

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
27	居宅介護・重度訪問介護 羽ばたきヘルパー ステーション	社会福祉法人 フ レンドランド福祉会	令和5年2月28日	生活 介護	欠席時対応加算において、急病等によらない利用の中止についても算定されていました。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第6の7」、「同留意事項通知第二の2(6)⑨」に基づき、要件を満たしていない状態で算定した加算については、過誤調整を行ってください。	過去5年間(平成30年1月～令和4年2月)を遡り、欠席時対応加算の要件を満たしていないものについては順次過誤調整を行っている。
28	生活介護 ふれんど・びあ	社会福祉法人 フ レンドランド福祉会	実地			
29	共同生活援助 指定共同生活援助 ふれんどホーム	社会福祉法人 フ レンドランド福祉会				
30	短期入所 ショートステイふれ んど	社会福祉法人 フ レンドランド福祉会				

令和4年度 障がい福祉サービス事業者等実地指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	実地指導日 指導方法	指摘 対象	実地指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
31	生活介護 新潟市立明生園	新潟市	令和4年12月22日	生活 介護	<p>身体拘束について、実施した際の記録が行われていない利用者がいました。身体拘束未実施減算に該当するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準別表第6の1注8(2)及び「留意事項通知第二の1(12)」の規定により、速やかに改善計画を提出し、改善計画提出後、事実が生じた月(令和4年12月)から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告してください。なお、事実が生じた月の翌月(令和5年1月)から改善が認められた月までの間は利用者全員について基本報酬が減算となります。</p>	<p>令和5年1月10日に新たに「身体拘束記録表」を作成し、毎日関係職員が記録し、サービス管理責任者(不在時は副園長又は園長)が確認している。 さらに、令和5年2月21日に「身体拘束記録表」の様式を改善し、令和5年3月1日から改善した様式を使用している。 また、左記に基づき減算を行った。</p>
				生活 介護	<p>個別支援計画作成に係る担当者会議の記録が1年保管となっていました。新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第43条第2項に基づき、5年間保管としてください。</p>	<p>令和5年1月よりグループ会議とは別に個別支援計画検討会議を実施している。 会議録も別にして5年保存とし、保管している。</p>